

亀山市告示第39号

亀山市特定不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年3月17日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市特定不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市特定不妊治療費助成金交付要綱（平成26年亀山市告示第119号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から治療を延期した夫婦に関する特例）

2 令和2年3月31日時点で妻の年齢が42歳である夫婦であつて、令和2年度に新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次項において同じ。）の感染防止の観点から治療を延期したものは、第5条第3項中「43歳以上」とあるのは「44歳以上」と、第8条、第13条第1項及び第14条第2項中「43歳未満」とあるのは「44歳未満」とする。

3 令和2年3月31日時点で妻の年齢が39歳である夫婦であつて、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の感染防止に観点から治療を延期したものは、第8条、第13条第1項及び第14条第2項中「40歳未満」とあるのは「41歳未満」と、第8条及び第14条第2項中「40歳以上」とあるのは「41歳以上」とする。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の亀山市特定不妊治療費助成金交付要綱の規定は、令和2年4月1日以降に特定不妊治療を終えた者に係る令和2年度分の助成金の交付から適用する。